

新宿区民会議「交流の場」の利用ルール

平成17年6月18日

■「交流の場」の場所

新宿区役所 本庁舎 地下1階 11会議室

★ 7月オープン予定

■「交流の場」の利用時間

- ① 月曜日～金曜日（祝日を除く）・・・午前9時～午後5時
- ② なお、夜間や土曜日、日曜日にご利用したい場合は、利用日の前日（開庁日）の午後5時までに、企画政策課へご連絡ください。（電話 5273-3502）
※ 夜間は午後9時まで、土・日曜日は午前9時～午後7時まで利用できます。

■「交流の場」に用意しているもの（現在準備中）

- ・新宿区の資料（各部の個別計画や行政資料等）
- ・他区・市の計画書（ただし、全部は揃っていません。）
- ・各分科会の会議録、配布資料等
- ・パソコン2台、プリンター1台（なお、インターネットの接続開始時期は、別途お知らせします。）
- ・茶器セット（ポット・急須・湯呑み）

■ご利用にあたって

区民会議メンバーの方々が、気持ちよく利用できるよう、次のルールを守ってください。（区民会議の登録メンバー以外は利用できません。）

- ① 室内は禁煙です。
- ② 茶菓子程度の飲食は構いませんが、アルコール等は禁止します。
なお、ごみの処理は各自でお願いします。
- ③ 茶器セット（ポット・急須・湯呑み）を用意していますが、使用した方は、後片付けをお願いします。
- ④ 資料作成や勉強等をされる方もいますので、打ち合わせでご利用される場合は、他に利用されている方に声をかけあってご利用ください。
（資料等を閲覧できる場所として、1階区政情報センター《利用時間 午前8時

30分～午後5時》もご利用いただけます。)

- ⑤ 「交流の場」内の資料は、すべて持ち出し厳禁です。
- ⑥ 「交流の場」を利用される方は、入室時に「交流の場使用簿」へ日付、氏名、所属している分科会、入室時間、退室時間をご記入ください。
- ⑦ 夜間、休日利用の場合は、区役所の夜間通用口から入室していただきます。その際は、受付（地下1階）に『区民会議登録証』（7月の分科会でお渡しします。）を提示し、所定の受付簿に氏名等をご記入ください。
- ⑧ パソコンを使用される方は、長時間占有することなく、皆さんが使えるように譲り合ってご使用ください。作業が終了したら、電源はお切りください。
 - ★ 不適切な利用はご遠慮ください。
- ⑨ 「掲示板」は、地域の面白い情報等を区民会議の他のメンバーにお知らせするなど、区民会議の皆さん同士の情報交換等にご利用ください。
ただし、他人を誹謗・中傷する内容を記載したり、政治活動や宗教活動などには利用しないでください。

「交流の場」の使用ルールについては、皆さんからのご意見、ご要望等により見直していきたいと思っています。皆さんが利用しやすい「交流の場」となるよう、皆さん自身にお考えいただければと思います。

- ★ 「交流の場」の利用方法等について何か分からないことがありましたら、企画政策課へお問合せください。

